

資格の学校 平成 27 年度 裁判所一般職採用試験

TAC 専門記述 憲法 【解答例】

問題

財産権の保障について論ぜよ。

解答のポイント

平成 26 年は統治の分野から「唯一の立法機関」に関する問題であったので、平成 27 年は出題サイクル的に人権の分野から経済的自由権に関する基本的テーマの出題（職業選択の自由・財産権）が予想されていたところである。予想された通り、平成 2 年及び 11 年の過去問と同様の出題となっている。裁判所一般職対策セミナーでも出題を予想していたところである。

本問については、(1)財産権の保障の意義（29 条 1 項）、(2)財産権に対する制約（同条 2 項）、(3)損失補償（同条 3 項）を記述することが求められている。

(1)は、具体的な財産上の権利と私有財産制の保障を指摘できればよい。次に(2)は、憲法の明文で公共の福祉による制約を認めていることと、条例による規制が許容され得ることを指摘しておきたい。なお、公共の福祉による制約に関連して「森林法違憲判決」及び「奈良県ため池条例事件」について言及する場合にはバランスを失しないようにすること。最後に(3)は、損失補償の要否（特別犠牲説）、「正当な補償」の意味（完全補償説と相当補償説）、法令等で損失補償規定を欠く場合、という点の記述が求められていると思われる。

解答例

1. 意義

財産権の保障につき、憲法 29 条 1 項は「財産権は、これを侵してはならない。」と規定する。同条項は、個人の有する具体的な財産上の権利を保障することと、個人が財産権を享有しうる法制度、すなわち私有財産制の保障という 2 つの面を有する。

2. 公共の福祉による制約

近代憲法は財産権を個人の絶対不可侵の権利として理解していたが、社会への国家の積極的介入を肯定する社会国家（積極国家）思想の発展に伴い、財産権が社会的拘束を伴うものと考えられるようになった。これを受けて憲法 29 条 2 項も「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と規定し、公共の福祉に基づく制約を明文で認めている。財産権は、これに内在する一般的制約（内在的制約）だけでなく、社会的公平と調和の見地からなされる政策的規制にも服すると解される。

また、同条項では「法律」と規定するが、条例に基づく財産権の規制を否定するものではない。条例が地方議会の民主的な手続を経て制定されており、また地域特性に応じた規制が必要であることによる。例えば、た

め池の堤とうに農作物を植える行為等を禁止する条例が判例で認められている（奈良県ため池条例事件参照）。

3. 損失補償の要否

さらに、私有財産は「公共のため」に用いることが認められる（29条3項）。つまり、土地等の私有財産を社会公共の利益のため、強制的に収用または制限することが可能である。ただし、私有財産の収用等に対しては「正当な補償」が必要である（損失補償、同条項）。損失補償は個人の損失を全体の利益から補填するという公平負担の原則からなされる。損失補償に関連して、以下の点が問題となる。

まず、いかなる場合に損失補償を要するかという問題である。この点は、財産権に内在する社会的制約の場合は損失補償が不要であるが、特別の犠牲を加えている場合は損失補償を要すると解される。

ここで「特別の犠牲」とは、侵害行為の対象が特定人に対するものであるか（形式的要件）、侵害行為が財産権の本質的内容を侵すほど強度なものであるか（実質的要件）、という2つの要件を総合的に考慮して判断すべきと解される。

次に、損失補償が認められる場合における「正当な補償」の意味が問題となる。

この点は、当該財産について社会通念に照らし合理的に算出された相当額であれば、市場価格を下回ってもよいとする相当補償説と、当該財産の客観的な市場価格を全額補償すべきとする完全補償説がある。

判例は、農地改革における農地買収という占領政策の特殊な事例について前者を採用し、土地収用法に基づく土地収用の事例について後者を採用したものがある。上記のように正当補償については双方の説がありうるが、財産権の保障の点からすると完全補償説が原則と解される。

4. 損失補償の根拠

最後に、法令等に損失補償の根拠規定がない場合における損失補償請求の可否が問題となるが、補償規定がなくとも憲法29条3項を根拠に直接損失補償を請求できると解する（名取川事件判例参照）。生存権（25条）と異なり、財産権の内容はある程度客観的に把握できるため、同条項は具体的権利ということができからである。

以 上
(1,312字)

TAC 生はココで解けた！

本問と同様の問題が、2015年合格目標の専門記述対策レジュメ（法律系）の問題14(P.150)、および裁判所一般対策セミナーレジュメ(P.279等)に掲載されている。これらを検討していれば、解答できただろう。